

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月13日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 3日から 令和 8年 4月13日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月16日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月20日から 令和 8年 4月24日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月13日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 美唄市東八条南一丁目 |
| | 地 番 | 1451番510 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 337.92平方メートル |
| 2 | 所 在 | 美唄市東八条南一丁目 1451番地510 |
| | 家屋 番号 | 1451番510 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 119.66平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物件明細書

令和 8年 1月14日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 美唄市東八条南一丁目
地 番 1451番510
地 目 宅地
地 積 337.92平方メートル
- 2 所 在 美唄市東八条南一丁目 1451番地510
家屋 番号 1451番510
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 119.66平方メートル



令和7年(ケ)第50006号
令和 7年10月 7日受理
令和 7年11月 13日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 卯 城 賢 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 美唄市東八条南一丁目
地 番 1451番510
地 目 宅地
地 積 337.92平方メートル

- 2 所 在 美唄市東八条南一丁目 1451番地510
家屋 番号 1451番510
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 119.66平方メートル



その他の事項

■土地関係（物件1）

- 1 本土地の境界標等は、2か所のみ確認できた。簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。
- 2 本土地は、おおむね平坦地である。周囲の土地とは、おおむね等高に接面している（写真①参照）。
- 3 本土地は、物件2の敷地として利用されている。
- 4 本土地は、西側及び南側で、建築基準法42条1項5号の位置指定道路に、おおむね等高に接面している（土地建物位置関係図及び写真①参照）。
- 5 本土地の南側に、スチール製カーポート（約16.50平方メートル）が設置されている（土地建物位置関係図及び写真①参照）。

■建物関係（物件2）

- 1 本建物は、和室の床の間上部に雨漏り等が原因と思われるクロスの剥がれ等が確認された（写真⑥参照）以外は、目視の範囲では内外共に目立った損傷等は確認できなかった（写真①から⑤参照）。
なお、前記の原因等については、専門家による調査を要する。
- 2 本建物の南西側に、スチール製仮設車庫（約18.00平方メートル）が存在した（土地建物位置関係図及び写真①参照）。
- 3 本建物の西側に、（玄関）ポーチが設置されている（土地建物位置関係図及び写真①参照）。

■占有関係

- 1 Aあてに事務連絡を投函したが、当職宛てに連絡等はなかった。
- 2 本物件の占有者については、北海道電力ネットワーク株式会社岩見沢支店へのライフライン調査の結果及び現場の状況（表札、玄関に存在した郵便物等）を総合し、2枚目のとおりと判断した。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

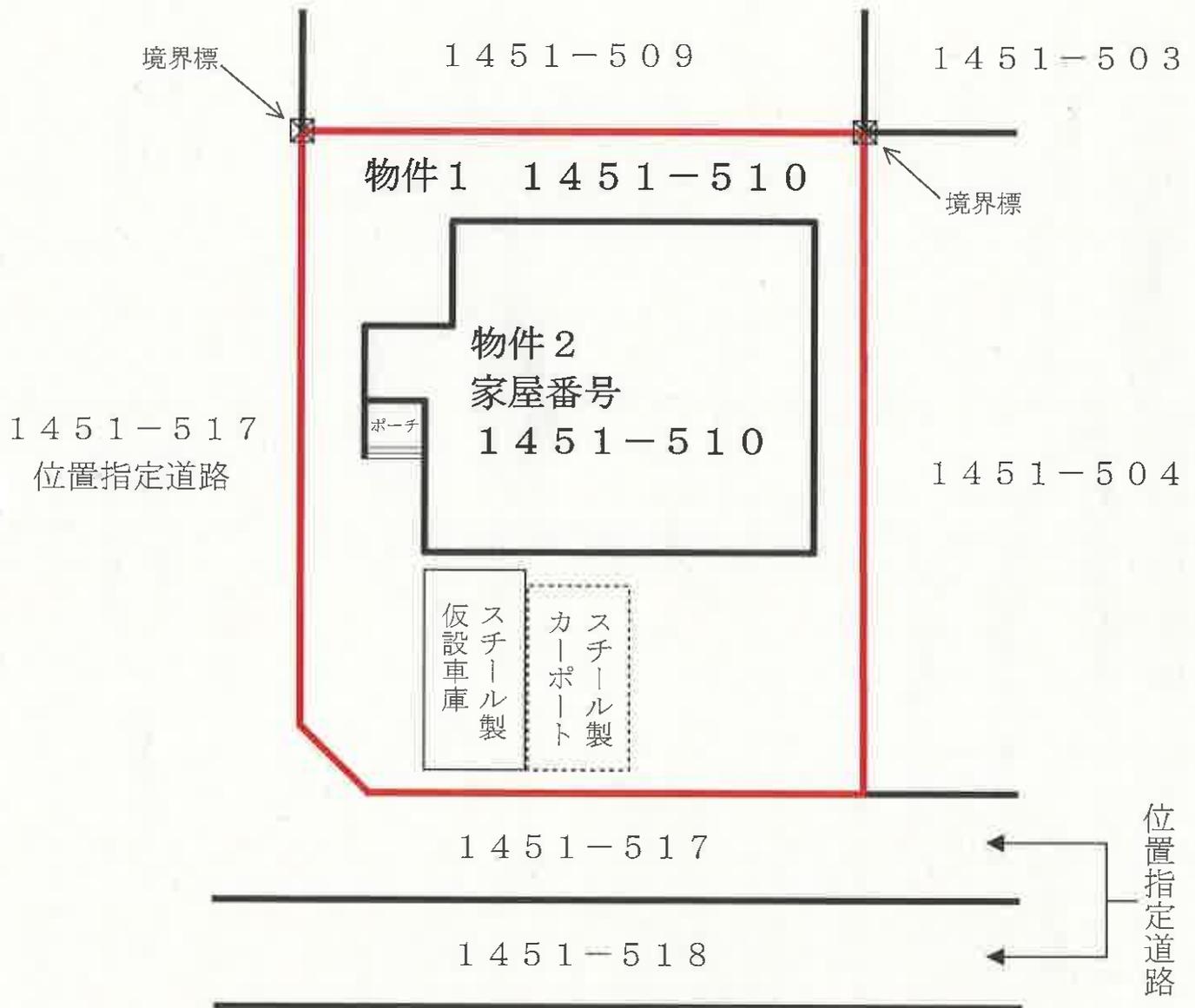
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月8日（水） 12：20－12：50	物件所在地	物件確認、外部概況調査、写真撮影、事務連絡投函
7年10月8日（水） 13：00－13：20	美唄市役所税務課	建物図面取得
7年10月14日（火） ： - ：	当庁（郵便）	ライフライン照会（北海道電力ネットワーク（株）岩見沢支店）
7年10月20日（月） ： - ：	当庁（インターネット）	登記記録閲覧（目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無）
7年11月5日（水） 12：45－13：40	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
7年11月7日（金） ： - ：	当庁（インターネット）	接面道路の登記記録取得
年 月 日（ ） ： - ：		

（特記事項）

- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和7年11月5日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
-

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



建物間取図



①本物件の外観



②居間・食堂



③台所



④浴室



⑤洋室1



⑥和室の床の間上部の状況





令和7年(ケ)第50006号
令和7年11月5日現地調査
令和7年11月13日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

前 川 忠 男

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,050,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 320,000 円
物件2	金 6,730,000 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則考慮していない。
3. 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	美唄市東八条南一丁目 1451番510 宅地 337.92㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	美唄市東八条南一丁目1451番地510 1451番510 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 119.66㎡	同左
番号	特記事項		
1・2	本文参照。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR函館本線「美唄」駅の東方道路距離約2200m、バス停「共練東」（市民バス）の南東方道路距離約400mに所在。	
付近の状況	受命物件付近は、一般住宅の中に空地も見られる郊外の住宅地域で、環境の程度は普通と見込む。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 無指定 70% 200% － 美唄奈井江都市計画特定用途制限地域（主要幹線沿道及び生活拠点地区）、北海道景観条例等
画地条件 （形状等）	西側間口約18m、南側約15m、南西端に約2.8mの隅切りを有する規模337.92㎡の略長方形の角地で、画地内は概ね平坦と見込む。	
接面道路	西側が幅員約7.5mの舗装済位置指定道路（建築基準法第42条1項5号道路）に、南側が幅員約6.5mの舗装済位置指定道路（建築基準法第42条1項5号道路）に概ね等高に接面する。なお、物件1は当該位置指定道路用地としてのセットバックはない。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件2の敷地として利用されている。 隣地は一般住宅等の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び土地登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壤汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ・境界標は2箇所のみ確認することができた。概測を行った結果、概ね法務局備付図面のとおりと推察されるものの、正確には専門家による測量を要する。 ・美唄市教育委員会によると、物件1は文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地「共練東遺跡」に指定されており、土木工事等の開発事業を行う場合には事前協議を要する。 ・スチール製カーポート約16.50㎡が設置されている。 <p>（詳細は執行官の現況調査報告書、附属資料土地建物位置関係図参照）</p>	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成24年9月21日新築 経過年数 約13年 経済的残存耐用年数 約17年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板ぶき 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床 ：フローリング等 設 備：給排水、電気、IHクッキングヒーター、冷暖房等 その他：ポーチ有
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階 層：平家建 現況用途：居宅 間 取 り：3LDK+納戸 (詳細は附属資料建物間取図参照)
品 等	中位
保守管理の状態	現況空家で、保守管理の状態は劣る。全体的に経年相応の破損等が認められ、主な箇所は以下のとおりである。（詳細は執行官の現況調査報告書を参照） ・和室の床の間上部に雨漏り等が原因と思われるクロスの剥がれ等が見られ、詳細については専門家による調査を要する。 以上から、諸設備の総点検及び相応の修繕が必要と判断される。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	・美唄市役所の担当者によると、物件2は建築確認済証及び工事完了検査済証の交付を受けているとの事である。 ・現況空家であり、給排水、電気、冷暖房等の諸設備については動作確認ができず、使用可能かどうかは不明である。 ・スチール製仮設車庫（約18.00㎡）がある。 (詳細は執行官の現況調査報告書、附属資料土地建物位置関係図参照)

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ=オ
1	3,000	1.03	337.92	0.90	940,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料記載の公示地等との規準、比準価格（類似地域所在の取引事例価格）等を比較考量のうえ、標準画地価格を3,000円/㎡と査定した。

イ 個別格差：角地+3

※スチール製カーポートについては、標準画地価格に含めて査定した。

ウ 地積：登記記載による

エ 建付減価：敷地との適応等を考慮して建付減価を10%と判断した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。なお、スチール製仮設車庫の価格は本体価格に含めて評価した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ=エ
2	250,000	119.66	0.45	13,462,000

イ 現況延床面積：登記数量による

ウ 現価率：経済的残存耐用年数17年、経済的全耐用年数30年、観察減価-20%

$$17年 / 30年 \times (1 - 0.20) = 0.45$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	940,000	0.30	法定地上権	282,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ× エ×オーカ
1	940,000	-282,000		0.7	0.7	—	320,000
2	13,462,000	+282,000		0.7	0.7	—	6,730,000
一括価格 (合計)							7,050,000

ウ 占有減価修正：ない。

エ 市場性修正：美唄市におけるこの種中古不動産の需給動向に加え、物件1は一部境界標が確認できなかったほか周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていること、物件2は現況空家であり雨漏り等の可能性があること等を総合的に勘案のうえ、市場性修正として0.7を乗じた。

オ 競売市場修正：第2項評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正として0.7を乗じた。

カ その他の控除減価：ない。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 美唄-2

所 在：美唄市東6条南2丁目1451番439
「東6条南2-1-25」

価 格：3,500円/㎡

位 置：JR函館本線「美唄」駅の南東方道路距離約1600mに位置。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：326㎡

供給処理施設：水道、下水、ガス

接 面 街 路：南側6.3m市道に接面

用途指定等：非線引都市計画区域・第1種低層住居専用地域
建蔽率40%・容積率60%

地域の概要：一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 650,833円

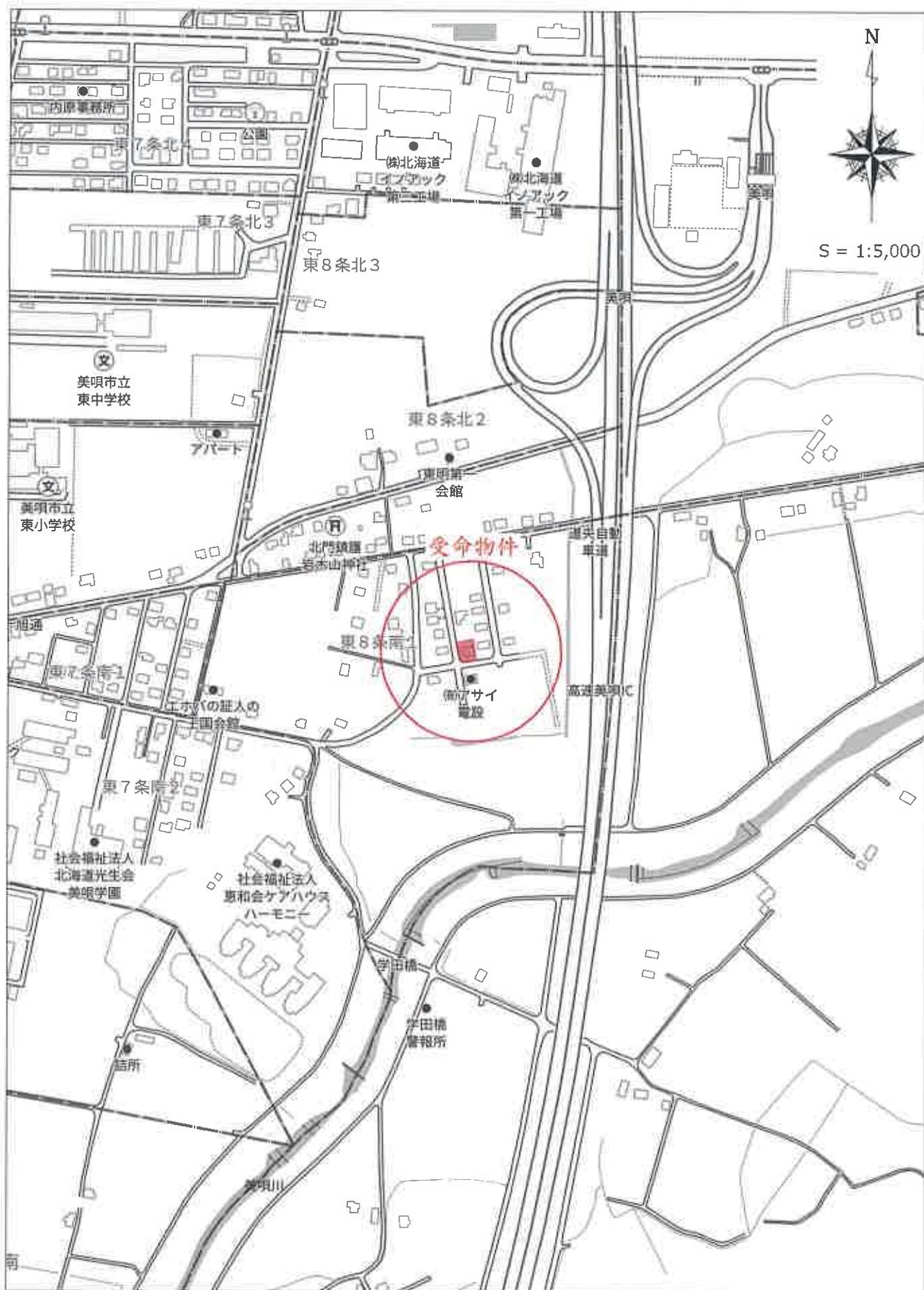
物件2 4,410,716円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



280m

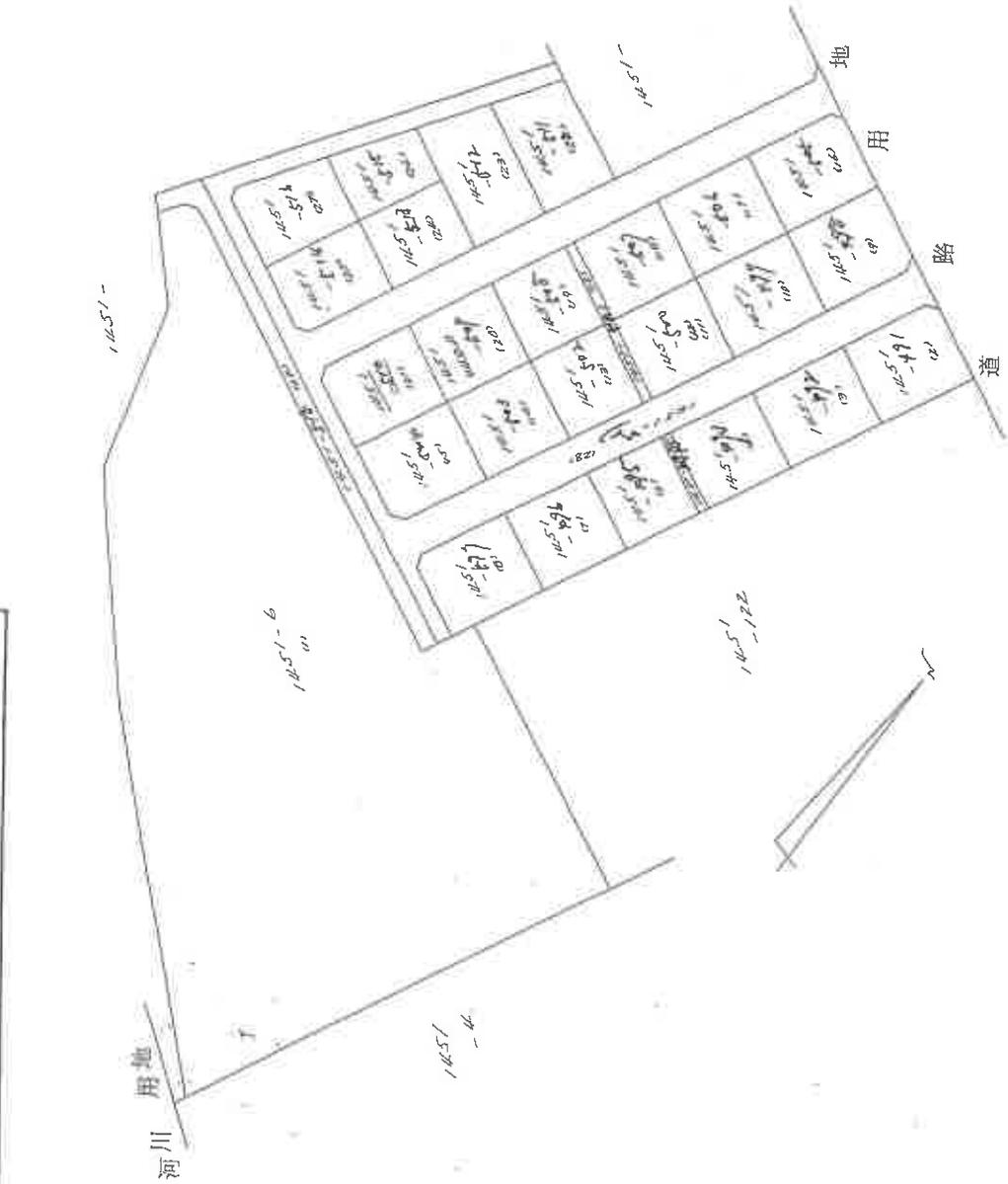
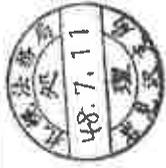
位置図

登記年月日：昭和48年7月11日

地積測量図 1/3 01902048

地番	1451-6
土地の所在	1451-491-518 美唄市学笑限

作製年月日	昭和48年6月18日
作者	[Redacted]



(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/1,000
----	---------

地積測量図写

地図整理番号：M25227 (1/3)
※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局長官次郎官署)

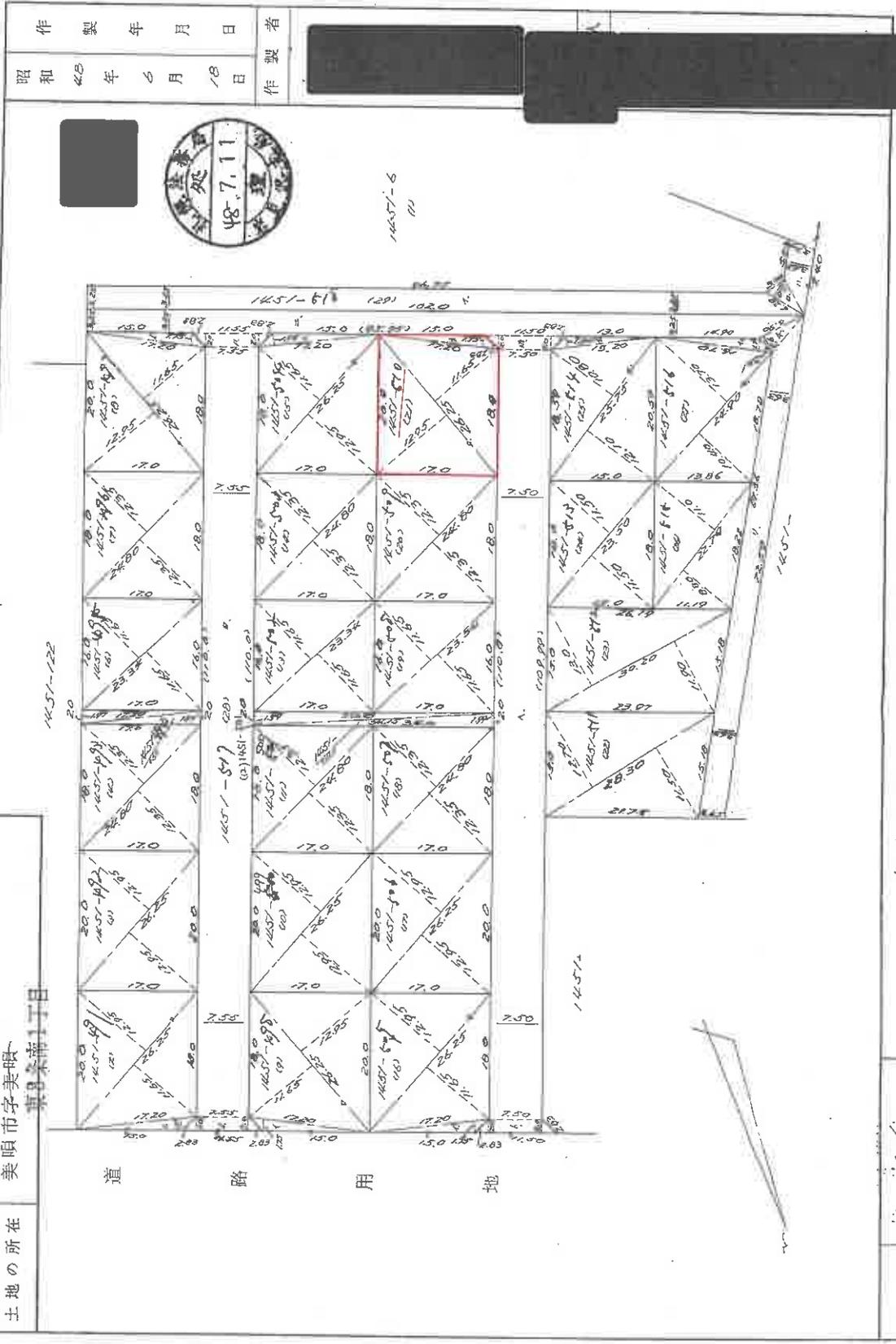
令和7年8月29日 札幌法務局

登記官

登記年月日：昭和48年7月11日

地積測量図 2/3 01902049

地番	1451-491~518
土地の所在	美唄市字美唄 東3条南1丁目



作製年月日
昭和48年6月18日

作製者
[Redacted]

(日本土地家屋調査士会連合会 用紙)

縮尺 1/1500

(日 開 連 9)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (札幌支務局岩見沢支局管轄)
 昭和7年8月29日 札幌支務局

登記官

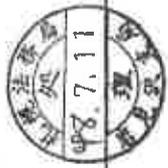
地積測量図写

地図整理番号：W25227 (2/3)
 ※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和48年7月11日

地積測量図 3/3
01902050

地番	土地の所在	面積	計	作製者
1451-491	美唄市美唄丁目	17.20 × 1/2 = 15.0500	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	[Redacted]
1451-492		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-493		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-494		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-495		23.34 × 1/2 = 11.6700	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-496		24.00 × 1/2 = 10.8000	計	
1451-497		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-498		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-499		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-500		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-501		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-502		23.34 × 1/2 = 11.6700	計	
1451-503		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-504		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-505		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-506		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-507		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-508		23.34 × 1/2 = 11.6700	計	
1451-509		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-510		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-511		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-512		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-513		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-514		23.34 × 1/2 = 11.6700	計	
1451-515		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-516		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-517		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-518		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-519		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-520		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-521		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-522		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-523		23.34 × 1/2 = 11.6700	計	
1451-524		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-525		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-526		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-527		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-528		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-529		23.34 × 1/2 = 11.6700	計	
1451-530		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-531		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-532		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-533		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-534		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-535		23.34 × 1/2 = 11.6700	計	
1451-536		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-537		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-538		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-539		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-540		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-541		23.34 × 1/2 = 11.6700	計	
1451-542		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-543		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-544		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	
1451-545		26.25 × 1/2 = 12.8750	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-546		24.00 × 1/2 = 10.8000	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-547		23.34 × 1/2 = 11.6700	計	
1451-548		24.00 × 1/2 = 10.8000	1. 1.75 × 17.20 × 1/2 = 15.0500	
1451-549		26.25 × 1/2 = 12.8750	2. (11.65 + 12.95) × 26.25 × 1/2 = 12.8750	
1451-550		26.25 × 1/2 = 12.8750	計	



(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局岩見沢支局管轄)
令和7年8月29日 札幌法務局 登記官

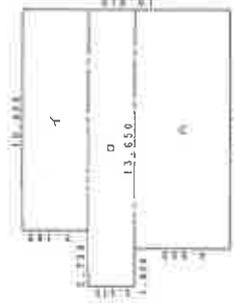
登記年月日：平成24年9月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局若菜支庁管轄)

令和7年8月29日 札幌法務局

登記官

各階平面図



床積表

イ	0.920 X 3.185 = 34.780200
ロ	3.650 X 2.275 = 31.053750
ハ	1.830 X 4.550 = 33.826500
合計	119.660450
床面積	119.66 m ²

建物図面

家屋番号 1451番510

建物の所在 美唄市東8条南1丁目1451番地510



作成者 (平成24年9月25日作成)

士地 調査 士
家 隆

縮 1/250
尺

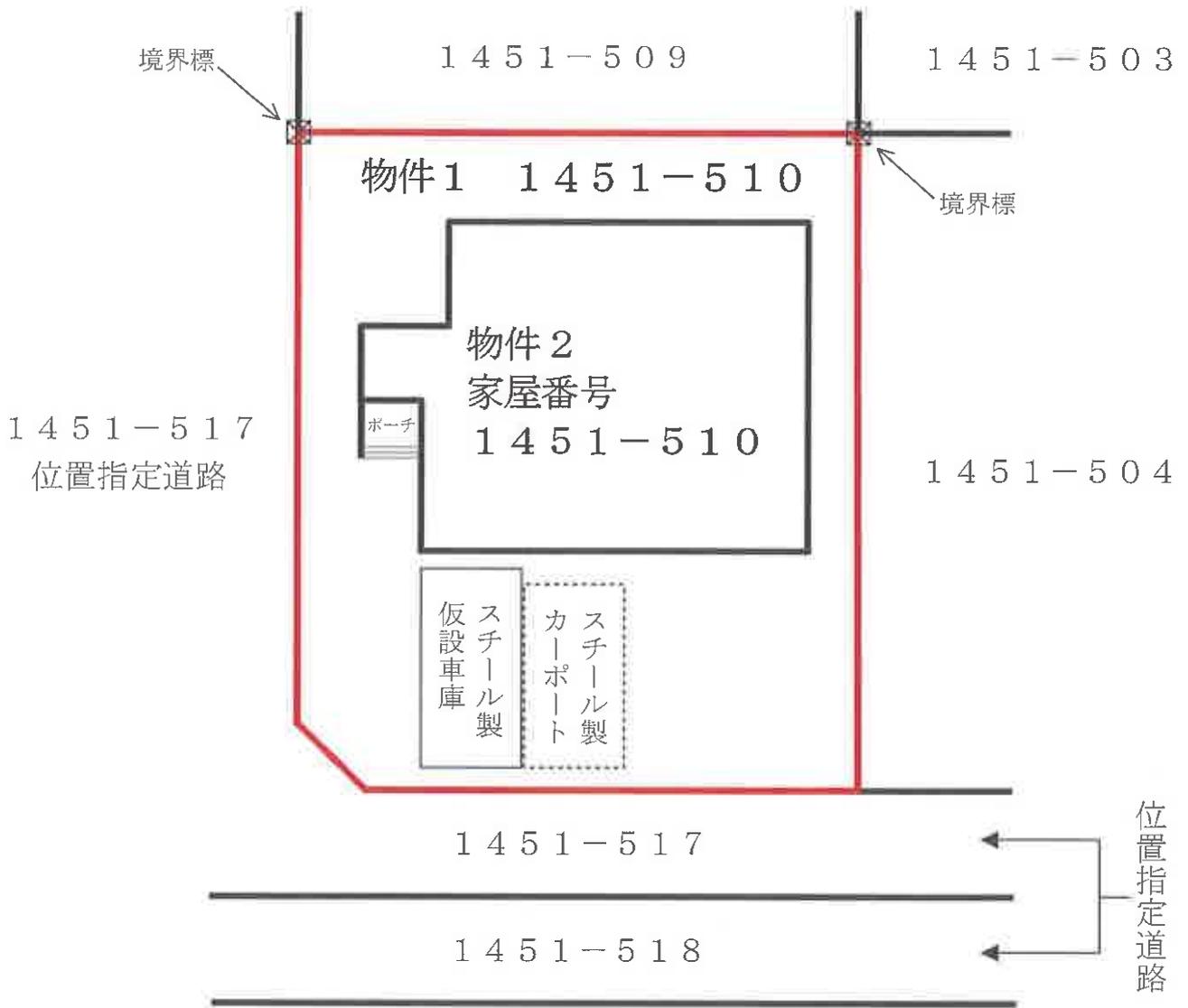
申請人

縮 1/500
尺



(札幌土地家屋調査士会用品)

土地建物位置関係図



建物間取図

